

令和8年度 文化芸術のミライ応援補助金 【募集案内】

千葉県では、将来を担う若者による文化芸術活動の推進を図ることを目的に、若者が主体となって参加して実施する文化芸術活動事業に対して、補助金を交付します。
※伝統芸能を若者に普及するための事業も対象となります。

※本事業の募集は、令和8年度歳入歳出予算が令和8年3月31日までに千葉県議会で可決されることが前提であり、今後内容等が変更となることもありますので、あらかじめ御了承ください。

応募締切：令和8年3月10日(火) 午後5時【必着】



1 補助の対象となる事業

次の各号に掲げる要件を全て満たす事業が対象となります。

(1) 39歳以下の者が主体となって参加して実施するもの

- ① 音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、文芸、映像、美術等の公演・鑑賞・展覧会等で、主な演奏者・出演者・作者が39歳以下の者による芸術鑑賞事業
- ② 音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、文芸、映像、美術等に係るワークショップ等で、主な体験参加者が39歳以下の者である参加体験事業
- ③ 上記①と②を組み合わせた事業

(2) 広く県民に公開される創造的な文化芸術活動で、かつ県内の文化芸術の振興に寄与できると認められるもの

(3) 過去に比べて新たな取組を実施するもの

(4) 補助金交付後も活動を継続する見込みのあるもの

＜留意事項＞

・以下の事業は補助の対象となりません。

- ① 支出以上の収入が見込める事業
- ② 県から他の補助を受けている事業
- ③ 学校教育関連の活動、企業宣伝活動
- ④ カルチャースクール、教授所等の発表会
- ⑤ 特定の政治活動、宗教活動
- ⑥ 寄付を目的として行われる慈善事業による公演・展示等の活動
- ⑦ 参加者を1市町村に限定するなど、広く県民に公開されない事業

2 補助対象事業の実施期間

令和8年6月1日から令和9年2月28日まで

3 補助対象者

本事業の趣旨に沿った事業を自ら企画・実施することができ、県内で文化芸術活動を行う個人 又は 団体（※1）で、下記の要件を全て満たすものを補助対象とします。

【個人の場合】

- (1) 申請する分野での公開活動の実績が1回以上あること
- (2) 事業の実施に必要な経費のうち、補助金を除く自己負担金等の金額を確実に調達できる見込みがあること
- (3) 県内に在住、在学又は在勤していること
- (4) 本人が、暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

【団体の場合】

- (1) 申請する分野での公開活動の実績が1回以上あること
- (2) 事業の実施に必要な経費のうち、補助金を除く自己負担金等の金額を確実に調達できる見込みがあること
- (3) 規約を有し、団体の意思を決定し執行する組織が確立されていること
- (4) 自ら経理し、監査する等、会計組織を有すること
- (5) 専ら営利を目的とする団体でないこと
- (6) 特定の政治活動又は宗教活動を目的としていないこと
- (7) 県内に事務局を設けていること
- (8) 団体の役員等が、暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

※1 一般/公益社団法人、一般/公益財団法人、特定非営利活動法人、文化芸術団体（※2）等

※2 主たる構成員が文化芸術活動を行う団体

4 補助の対象となる経費

(1) 補助の対象となる経費

補助の対象となる事業を行うための直接経費のうち、入場料等の収入を控除した額が補助の対象となる経費（補助対象経費）です。

項目	内訳
設営・舞台関係費	会場設営費、展示工作・撤去費、楽器運搬費、道具運搬費、大・小道具費、衣装借用費、会場・付帯設備使用料等
音楽・文芸費	調律料、楽器借料、著作権使用料等
通信費	案内状送付料等（団体内の連絡に係る経費は除く）
宣伝・印刷費	広告宣伝費、プログラム印刷費、入場券印刷費、ポスター印刷費等
記録費	録画・録音費等
保険料	傷害保険、道具等に対する保険等
企画制作費	消耗品費等

※補助対象経費内の項目であっても、交付決定（5月下旬を予定）より前に発注・支払いをした経費については、補助対象外になります。（例：3月中に発注したポスター・チラシ等印刷費）

（2）補助の対象とならない経費

以下の経費は補助対象とならないので、収支予算書の支出の部には対象外経費として記入してください。

- ・出演費・謝金・旅費
- ・花束等、賞品、賞金に係る経費
- ・入場券販売手数料、振込手数料、マネージメント料等の手数料に係る経費
- ・飲食に係る経費
- ・楽器、設備器具・衣裳及び美術作品等、事業終了後に団体の所有物となるものの購入費
(借用の場合は補助の対象となります。)
- ・申請した個人及び団体の運営や構成員に支払われる経費

（3）補助の限度額

補助対象経費の3分の2以内で、20万円を上限とします。

5 応募の方法

補助金の交付を希望する場合は、令和8年3月10日(火)午後5時【必着】までに、下記

①又は②のいずれかの方法で必要書類を提出してください。なお、提出後にヒアリング(対面・Zoomのいずれか)を行いますので、日程調整に御協力をお願いいたします。

＜提出方法＞

① ちば電子申請サービス（インターネット上で提出）

必要書類のデータをフォームに添付して提出してください。



ちば電子申請サービス
応募フォーム↑

【ちば電子申請サービス 応募フォーム】

https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=54239

② 郵送

【送付先】 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
千葉県 環境生活部 スポーツ・文化局 文化振興課
企画調整班 文化芸術のミライ応援補助金 担当

【要望書等様式ダウンロード】

要望書等の様式は、千葉県ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/bunshin/b-shinkou/jigyou/bunkamirai-ouen/2026bosyuu.htm>

要望書等様式ダウンロード →
(千葉県ホームページ)



＜必要書類＞(各1部) ※個人と団体で必要書類が異なります。

【個人の場合】

- ① 令和8年度文化芸術のミライ応援補助金交付要望書（別添十別紙1～4）
- ② 申請者名簿（別紙5－1）
- ③ 身分証明書（運転免許証・マイナンバーカード（オモテ面のみ）等）の写し
・マイナンバーカードの写しを添付する場合、ウラ面（個人番号が印字された面）は添付しないでください。
- ④ 活動実績がわかる資料（任意様式）
・過去事業のチラシ・パンフレット・動画・写真等
- ⑤ 補助事業に関する参考資料（任意様式）
・事業の企画書、チラシ・パンフレット案等

【団体の場合】

- ① 令和8年度文化芸術のミライ応援補助金交付要望書（別添十別紙1～4）
- ② 役員等名簿（別紙5－2）
- ③ 団体の会則・規約等（任意様式）
・会則・規約等については、団体名称、目的（及び活動内容）、事務所所在地、執行組織（代表・運営方法）、団体構成（会員）、会計の規定が必要です。
- ④ 構成員名簿（任意様式）
・氏名（本名）と年齢（又は生年月日）がわかる団体の構成員全員の名簿。
- ⑤ 活動実績がわかる資料（任意様式）
・過去事業のチラシ・パンフレット・動画・写真等
- ⑥ 補助事業に関する参考資料（任意様式）
・事業の企画書、チラシやパンフレット案等

6 選考の方法

提出された「補助金交付要望書」、「事業計画書」及び「収支予算書」を、下記の基準により選考委員会において総合的に審査し、交付団体を内定します。その後、改めて「文化芸術のミライ応援補助金交付申請書」を提出いただき、交付決定します。

【文化芸術のミライ応援補助金に関する審査基準】

評価項目	審査基準
事業内容	<ul style="list-style-type: none">① 事業の目的に適合しているか② 県が補助するのにふさわしい内容か③ 若者が主体に参加するものか④ 質の高い文化芸術性があるか⑤ 独自の工夫があるか⑥ 過去に比べて新たな取組を実施するものか
実行性	<ul style="list-style-type: none">⑦ 個人・団体としての活動実績があるか⑧ (個人)申請事業を実施できる人材か (団体)申請事業を実施できる人員・運営体制があるか⑨ 準備(会場・資金等)がなされているのか⑩ 多くの参加(観覧)者が見込めるか
効果	<ul style="list-style-type: none">⑪ 多くの者が参加・観覧できるものか⑫ 今後の継続・発展が期待できるか⑬ 参加者の文化芸術への関心を呼び起こすことができるか⑭ 本県の文化芸術活動の発展に寄与するものか
費用	<ul style="list-style-type: none">⑮ 収支計画は適切か⑯ 必要最小限の費用となっているか

7 注意事項

- (1) 採択された場合には、対象事業実施に際して作成するチラシやポスター、プログラム、チケット等に千葉県が助成している旨を表示してください。
- [例] 助成：千葉県
- (2) この事業は予算の範囲内で実施するものであり、要望した金額が全額補助されるとは限りません。
- (3) 「補助金交付要望書」及び「事業計画書」は、提出後に内容の変更が生じることがないよう、内容を十分検討の上作成してください。実施内容が事業計画書と著しく異なることが判明した場合は、内定又は交付決定を取り消すことがあります。
- (4) 事業実施後、補助対象経費が減額となった場合等、補助金額を減額することがあります。
- (5) 実際の参加者が極端に少ない場合（天災等申請団体の責によるものではないと県が判断した場合を除く）には、補助金の交付決定を取り消すことがあります。
- (6) 参加体験事業（ワークショップ等）を実施する場合には、参加者を公募してください。
事業の終了後、実施報告の際に、参加者を公募したことがわかる資料（チラシやポスター、SNSの投稿など）を添付していただきます。
- (7) 補助対象事業の収支は、その他の事業の収支と明確に区別してください。例えば、本補助対象経費の中に、他事業に係る支出を含ませること等はできません。
- (8) ヒアリング等の結果、本事業の選考又は遂行状況を確認するため必要な範囲で、追加資料の提出や提出書類の補正等をお願いすることができます。

＜参考＞申請から補助金交付までの流れ

時 期	内 容
～3月10日	要望書の提出
～3月下旬	ヒアリング
4月中旬～5月中旬	選考・採択 採択結果通知
5月下旬	交付申請書提出締切 交付決定
6月1日	事業開始
各事業終了後	実施報告書受付(実施後20日以内) 報告書審査後、補助金交付

(問合せ先)

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県 環境生活部 スポーツ・文化局文化振興課

企画調整班 文化芸術のミライ応援補助金 担当

T E L : 043-223-2408 FAX : 043-224-2851

E-mail : bunki@mz.pref.chiba.lg.jp